## 第43回相模原市民ソフトボール選手権大会開催要項

- 1 主 催 相模原市・相模原市教育委員会・公益財団法人相模原市スポーツ協会
- 2 主 管 相模原市ソフトボール協会
- 3 日 時 中学校女子 5月3日(日)~23日(土) 予備日 5月24日(日)

高校女子 2月21日(日) 予備日 2月23日(火·祝)

一 般 7月26日(日)~9月6日(日) 予備日 9月13日(日)

※8月11日を除く毎週日曜日

シ ニ ア 9月13日(日)~27日(日)

午前8時開始(ウイッツひばり球場は午前9時)

※中学校女子、高校女子は別に定める

4 会 場 中学校女子 ウイッツひばり球場他

高 校 女 子 相模女子大学高等部グラウンド

ー 般 ウイッツひばり球場他 シ ニ ア ウイッツひばり球場他

5 種 別 一般(男子1部:年齢制限無·男子2部:40歳以上·女子)

シニア(59歳以上)

高校女子

中学校女子

※複数の種別に参加することはできない

- 6 試合方法 トーナメント戦とする。 (ただし、申込数によりリーグ戦を行なう。)
- 7 参加資格 (1)市内に在住、在勤、在学又は相模原市ソフトボール協会会員である者。 ただし、登録メンバーに市内に在住、在勤又は在学である者が1人以上いること。なお、申込多数により参加を制限する場合は、市内に在住、在勤又は在学である者のみで構成されたチームを優先とする。
  - (2)一般男子1部には、小・中学生及び高校生の参加は認めない。
  - (3)中学校女子、高校女子の部は、1校1チームとする。 ただし、部員が9人に満たない学校同士の合同チームの参加を認める。
  - 8 申 込 高校女子 別に定める。

中学校女子 別に定める。

一般 8月1日(土)~21日(金)

シニア 8月1日(土)~8月28日(金)

上記の期間に相模原市スポーツ協会にある申込用紙を同協会へ

申込締切後、当日の詳細は相模原市ソフトボール協会のホームページに掲載する。

9 問合せ先 公益財団法人相模原市スポーツ協会 TEL 042-751-5552 〒252-0236

相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4階

- 10 競技規則
- (1)一般・シニアは7回又は70分とし、正式試合とする。ただし、65分を 過ぎて新しいイニングには入らない。決勝戦は7回又は80分とし、正式 試合とする。ただし、75分を過ぎて新しいイニングには入らない。 中学校女子は7回又は80分とし、75分を過ぎて新しいイニングに入らない。 高校女子は100分とし、85分を過ぎて新しいイニングに入らない。
- (2)コールドゲームは3回15点、4回10点、5回終了以降7点差を必要とする。 (高校女子は別に定める。)
- (3)ユニフォームナンバーは、監督30・主将10・コーチ31・32の各番号とし、選手は1番~99番までの数字を付けなければならない。 なお、胸番号も付けること。(安全ピン等、金属類の使用は禁止)
- (4)統一されたスポーツウエアを着用すること。また、一般男子及びシニアについては帽子も着用すること。ただし、統一ができない場合はビブスを着用しての

出場も可

- (5)金具スパイクを禁止する。
- (6)上記以外は、(公財)日本ソフトボール協会オフィシャルルール(特別グラウンドルールを採用する場合がある)により行う。
- (7)キャッチャーの装備 (ヘルメット、スローガード付マスク、ボディプロテクター、レガース) 等を必ず着用すること。
- (8) バッター・ランナーは両耳ガードのヘルメットを着用すること。
- 11 チーム編成 25名以内(監督、コーチを含む)とする。 ただし、中学生女子の部は、選手20名以内(監督、コーチは含まない)とする。
- 12 その他 (1)一般及びシニアの組み合せ抽選は、主管協会側で行う。
  - (2)中学校女子、高校女子の組み合せ抽選は、別に定める。
  - (3)4チーム以上の参加が無い種別は中止とすることがある。
  - (4)細部については、留意事項のとおりとする。
  - (5)大会成績は相模原市スポーツ協会のホームページに掲載する。
  - (6)参加者の競技中の事故・傷病への補償は、主催者が加入した保険の範囲内で行う。 ※大会会場への行き帰りについては対象外とする。
    - ※観客及び引率者は対象外とする。
  - (7) この事業で取得した個人情報は、スポーツ事業実施のための参加者の掌握及び緊急連絡先の把握並びに協会内統計資料作成のための目的で使用する。また、開催案内、連絡確認、結果公表、結果管理、写真掲載、選手等派遣申込、保険契約を行なう場合があり、その目的を達成するため使用する。前述以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を本人に明示し了承を得るものとする。